

学校における働き方改革 大空町アクション・プラン

～「働きやすさ」と「働きがい」のある
職場づくりを目指して～

令和6年 5 月

(令和8年6月一部改訂)

大空町教育委員会

目 次

はじめに

I アクション・プランの基本的な方針	1
1 アクション・プランの性格	
2 取組の方向性	
3 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間	
4 教育委員会及び学校の役割	
5 取組の検証・改善	
6 保護者や地域住民等への理解促進	
7 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進	
8 SDGsの推進	
II 具体的な取組	3
Action1 校務の効率化と役割分担の推進	3
(1) ICTの活用による校務効率化の推進	重点
(2) 保護者・地域等との連携協働	重点
(3) 専門スタッフ等の配置促進	
(4) 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減	
Action2 部活動指導に関わる負担の軽減	4
(1) 部活動休養日等の完全実施	重点
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 大会等に係る負担の軽減	
(4) 部活動の地域移行	
Action3 学校運営体制の見直しなどによる改善	5
(1) 教頭の業務縮減	重点
(2) 学校行事の精選・重点化	
(3) 適切な教育課程の編成・実施	
(4) 適正な勤務時間の管理等	
(5) 「チーム学校」としての取組の推進	
(6) 若手教員への支援	
(7) 学校の組織運営に関する見直し	
Action4 意識の変容を促す取組	6
(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進	重点
(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
(3) 働き方改革に関する研修の実施	
(4) これまでの取組の着実な推進	
① 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	
② 在校等時間の客観的な計測・記録と公表	
Action5 学校サポート体制の充実	7
(1) メンタルヘルス対策の推進等	重点
(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
(3) 調査業務等の見直し	
(4) 研修・会議の精選・見直し	
(5) 学校が作成する計画等の見直し	
(6) 教諭等及び事務職員などの役割分担の見直し	
(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進	
学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	7

はじめに

先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつある中で、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、それに伴い教員の長時間勤務が問題となっています。

こうした状況の下、大空町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）や国のガイドラインを斟酌した「学校における働き方改革『大空町アクション・プラン』」を策定し、学校との連携を図り、保護者や地域住民等の理解を得ながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。

今日、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、「GIGAスクール構想」の進展により、学校におけるICTを活用した教育活動が広がり、個別最適な学びや協働的な学びの充実が図られ、学びのスタイルが大きく変化しています。

一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

そのような中、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」は、令和5年(2023年)8月に、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(以下「緊急提言」という。)を示し、教育委員会と各学校が緊密に連携しながら、「令和の日本型学校教育」を担う教師の環境整備について更なる改善・充実を図り、実効性のある取組を進めていくことが求められています。

こうした中、令和7年(2025年)6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)が改正され、教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

そこで、教育委員会においても、道教委の動向を踏まえ、『大空町アクション・プラン』を一部改定しました。「令和の日本型学校教育」の実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していくことが必要です。

教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものです。本プランにより、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めてまいります。

I アクション・プランの基本的な方針

1 アクション・プランの性格

- ・ 本プランは、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育委員会が策定し、各学校の取組を促すものです。
- ・ 本プランは、改正後の給特法に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号。以下「国指針」という。）に即して定め、総合教育会議に報告するものです。
- ・ 本プランについては、今後の国や道の動向や学校における取組状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

2 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教員人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を行います。

3 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

本プランに定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり設定します。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、
1年間で360時間以内

※ 全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針や道のアクション・プランで目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

- ①ICTの活用による校務効率化の推進
- ②保護者・地域等との連携協働
- ③部活動休養日等の完全実施
- ④教頭の業務縮減
- ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥メンタルヘルス対策の推進等

【取組期間】

令和8年度から令和11年度までの4年間を目途に、教育委員会と各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

教員のウェルビーイングを高める主な要素

学校の仕事楽しい

心身が健康である

生徒との信頼関係

子どもの成長を実感

教育に意欲を感じる

職場の居心地が良い

保護者や地域とのつながり

4 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- ・ 町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を行います。
- ・ 各学校の取組を適切に把握し、実施を支援します。

(2) 学校の役割

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・ 校長は、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、実情に応じた取組を主体的に推進する。

5 取組の検証・改善

教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握して取組を検証し、検証結果及び国・道の働き方改革の動向を踏まえ、取組の見直しなどの改善を行います。

また、学校に対して、検証結果を提供し、学校現場において取組の進捗状況を容易に把握することができるようにします。

6 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。

子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明を行います。教育委員会においても、PTA連合会と連携するなど、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発に努めます。

7 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

教育委員会と学校は、業務の適正化の推進にあたっては、国指針で示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら取組を進めるとともに、地域や保護者の理解の促進に努めます。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に 参画すべき業務	教師の業務だが、 負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答等 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

8 SDGsの推進

大空町では、国や道の方針を斟酌し、令和6年(2024年)4月に「大空町教育推進計画」を改訂し、SDGsの推進を図ることとしています。本プランはSDGsのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して、施策を推進します。

- ・すべての人に健康と福祉を（目標3）
- ・質の高い教育をみんなに（目標4）
- ・働きがいも経済成長も（目標8）
- ・住み続けられるまちづくりを（目標11）
- ・パートナーシップで目標を達成しよう（目標17）

II 具体的な取組

取組にあたっては、以下の5つの視点(Action)を設定します。

Action1 校務の効率化と役割分担の推進
Action2 部活動指導にかかわる負担の軽減
Action3 学校運営体制の見直しなどによる改善
Action4 意識の変容を促す取組
Action5 学校サポート体制の充実

重 点 的 な 取 組	主 な 取 組
① ICT の活用による校務効率化の推進	・ICT 機器の整備 ・ICT を活用した学びを推進する組織的な支援体制の強化 ・ICT を積極的に活用した校務のデジタル化
② 保護者・地域等との連携協働	・働き方改革の取組の広報及び情報提供 ・コミュニティ・スクールの導入促進 ・取組など幅広く保護者や地域に情報発信 ・保護者や地域との対話を通じた適切な役割分担の推進
③ 部活動休養日等の完全実施	・部活動休養日等の完全実施
④ 教頭の業務縮減	・学校職員・市町村教委職員との意見交換等 ・調査業務等の見直し、簡素化 ・業務負担の軽減対策の検討 ・教頭の業務内容、業務分担の見直し
⑤ 働き方改革の意識を高める取組の推進	・学校経営訪問等による指導・助言 ・人事面談等による意識の醸成 ・職員の実態に応じた業務の見直し
⑥ メンタルヘルス対策の推進等	・労働安全衛生管理体制の整備・実施 ・相談体制の充実 ・衛生管理者等の選任 ・ストレスチェックを踏まえた面談や環境整備

視点(Action)毎の具体的な取組内容は以下のとおりです。

Action1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進 **重点**

- ・学校は、教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図ります。
- ・各学校は校長のリーダーシップの下、組織的にICT活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程におけるICT活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となった取組の充実を図ります。
- ・学校は、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます。
- ・教育委員会は、デジタル教材等ICTを活用した教材や資料等を提供し、校務の効率化を支援するとともに、GIGAスクール構想や学校DXを推進します。

(2) 保護者・地域等との連携協働 **重点**

- ・緊急提言で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進します。
- ・保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、学校の業務の実情や働き方改革の各種取組について、積極的な広報及び情報提供を行います。
- ・学校は、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に情報発信するなど、情報の共有に努めます。
- ・学校は、学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

- ・ 教育委員会は、学校を核として地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の効果的な活動を支援します。

(3) 専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教育委員会は学校に対して、指導主事、地域コーディネーター、教育相談員、外国語指導助手、巡回図書館司書、スクールカウンセラー等の専門スタッフの配置に努めます。
- ・ 教育委員会は学校に対して、補助教諭、特別支援教育支援員、教員業務支援員等の支援スタッフの配置に努めます。

(4) 徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 学校徴収金の徴収・管理を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理するなど、教員が関与することがない仕組みを構築するよう努めます。

Action2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施 **重点**

- ・ 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施を進めます。

方 針

① 休養日

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設けます。
- ・ 長期休業中の休養日も、学期中に準じます。
- ・ 学校閉庁日に設定する期間は休養日とします。
- ・ 道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めます。

② 活動時間

- ・ 学期中の平日は2時間程度、休日は3時間程度とします。
- ・ 週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とします。

③ 高等学校における弾力的な設定

- ・ 週1日以上 of 休養日を設けるほか、月1日以上 of 休養日を設けます。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休日は4時間程度とします。
- ・ 週当たりの活動時間は、長くとも16時間程度の範囲内とします。
- ・ 例外的な取扱いであり、安易に適用することは避けるべきです。

※ その他具体的な取扱いの詳細については、「大空町の部活動の在り方に関する方針」によります。

- ・ 方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に則って設定し公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・ 学校は、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とします。
- ・ 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置します。
- ・ 教育委員会は教員の部活動への関与について、法令や国及び道の指針を踏まえて定めた本プランに基づき、勤務時間管理及び業務改善等を行います。

(3) 大会等に係る負担の軽減

- ・ 部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

(4) 部活動の地域展開

- ・ 「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を踏まえ、実情等に応じた可能な限り早期の部活動の地域展開を進めます。
- ・ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働します。

Action3 学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 教頭の業務縮減 **重点**

- ・ 校長は、組織的な学校運営を行うにあたり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。
- ・ 管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

(2) 学校行事の精選・重点化

- ・ 学校は、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要なものに精選することや、より充実するため学校行事の精選・重点化を図ります。
- ・ その際、地域と密接に連携する行事も多いことから、学校は保護者や地域との共通理解を図ります。
- ・ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めます。
- ・ 学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。
- ・ 教育委員会は、学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

- ・ 学校は、各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントします。
- ・ 学校は、授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫します。
- ・ 教育委員会は、標準授業時数を大きく上回った（小・中学校は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないように指導・助言を行います。

(4) 適正な勤務時間の管理等

- ・ 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定します。
- ・ 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組みます。
- ・ やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を勤務時間外に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うようにします。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進

- ・ 校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況を分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組みます。
- ・ 「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮します。
- ・ コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図ります。
- ・ 課題の改善を進めるにあたり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取りかけられる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高めます。

(6) 若手教員への支援

- ・ 若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりと場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 設置されている様々な校内委員会等のうち、類似の内容を扱うものを整理・統合し、構成員の統一を図ります。

Action4 意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 **重点**

- ・ 管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図ります。
- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定します。
- ・ 校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進めます。
- ・ 管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図ります。
- ・ 継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促します。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めます。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の年次有給休暇の取得促進

- ・ 保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図ります。
- ・ 管理職員は、子育てや介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう仕事と子育てや介護を両立できる職場環境づくりを進めます。
- ・ 管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう所属職員への意識啓発に努めるとともに、職場内で必要な配慮を行います。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画する。

(4) これまでの取組の着実な推進

① 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備する。

学校閉庁日の設定

- ① 実施目的
職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため
- ② 設定期間
・ 8月15日前後の3日間以上
・ 年末年始の6日間以上
- ③ 服務上の取扱等
・ 年休、夏休、振替等
・ 休暇取得を強制しない
・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要

② 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・ 「出退勤管理システム」を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録します。なお、校外において職務に従事している時間については、出張復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努めます。
- ・ 教育委員会は教育職員の在校等時間等を適宜、公表するとともに、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促します。
- ・ 校長は、計測した結果を踏まえ、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、職員の健康に配慮するとともに、適切な指導を行います

Action5 学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等 **重点**

- ・ 校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は指定医に通院を促します。
- ・ 校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。
- ・ 教育委員会は、労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、学校のメンタルヘルス対策を推進します。

(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 教育委員会は、日頃から学校と連携して生徒指導上の諸課題の解決にあたるとともに、必要に応じて警察や児童相談所などの関係機関と連携して対応し、学校をサポートします。

(3) 調査業務等の見直し

- ・ 教育委員会は、道教委の取組を参考に、調査業務や文書事務の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡略化を進めます。

(4) 研修・会議の精選・見直し

- ・ 教育委員会は、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めます。
- ・ 定例的に実施している校長会議をはじめとした諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行う。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 教育委員会は、学校が作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合したり、学校間で連携・共有したりするよう指導・助言を行います。

(6) 教諭等及び事務職員などの役割分担の見直し

- ・ 教育委員会は、教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努めます。
- ・ 事務職員の主体的な学校運営への参画、学校事務の一層の効率化や充実が図られるよう、地域や学校の実情に応じて、学校事務の共同実施を検討します。

(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

- ・ 教育委員会は、勤務時間外における電話対応による教職員の疲労・心理的負担を軽減し、定時退勤を促進するため、留守番電話の設置や専用アプリ・メールによる連絡対応等とするよう取組を推進する。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けるべきでないものであること。
教育委員会及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。
- (5) 教育委員会及び校長は、過重労働による健康障害を防ぐため、産業医等による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めること。